

一般財団法人宮城県建築住宅センター 耐震診断等評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）耐震診断等実施要綱第4条の規定に基づき、耐震診断等評価委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 耐震診断及び耐震改修設計（以下「耐震診断等」という。）に係る審査を行うため、耐震診断等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、耐震診断等の評価依頼に合わせて、その都度設置する。

(業 務)

第3条 委員会は、提出された診断書及び改修設計書を次の各号に基づき審査し、理事長に報告するものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針（平成18年国土交通省告示第184号）

(3) その他

(構 成)

第4条 委員会は、3人以上の委員で組織する。

2 委員は、耐震建築技術に関し優れた経験と知識を有し、耐震診断等評価に公正な判断をすることができると思われる者のうちから、理事長が選任し委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、第2条第2項による委員会が設置されている期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、理事長が指名する。

(会 議)

第7条 会議は、理事長が召集し、非公開とする。

2 会議の議長は、委員長が行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、審査内容について秘密を保持しなければならない。

(雑 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は理事長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。